

第35期 決算公告

2022年6月17日

神奈川県横浜市神奈川区栄町2番地の9

パレネット株式会社

代表取締役 田中 新吾

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流 動 資 産	2,455,893	流 動 負 債	700,345
現金及び預金	12,631	買掛金	473,887
受取手形	23,021	未払金	35,756
電子記録債権	369,548	未払費用	29,140
売掛金	388,353	賞与引当金	80,143
リース投資資産	261,286	未払法人税等	56,444
商 品	24,734	前 受 金	19,800
預 け 金	1,358,972	預 り 金	5,173
そ の 他	17,600	固 定 負 債	249,234
貸倒引当金	△ 256	退職給付引当金	233,698
固 定 資 産	345,699	資産除去債務	15,536
有 形 固 定 資 産	126,241	負 債 合 計	949,580
建 物	28,669		
構 築 物	352	【純資産の部】	
機 械 及 び 装 置	2,530	株 主 資 本	1,852,012
工 具、器 具 及 び 備 品	94,688	資 本 金	200,000
無 形 固 定 資 産	25,888	利 益 剰 余 金	1,652,012
施 設 利 用 権	0	利 益 準 備 金	50,000
ソ フ ト ウ ェ ア	25,888	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,602,012
投 資 そ の 他 の 資 産	193,570	繰 越 利 益 剰 余 金	1,602,012
投 資 有 価 証 券	45,000	純 資 産 合 計	1,852,012
長 期 前 払 費 用	13,919	負 債 純 資 産 合 計	2,801,592
繰 延 税 金 資 産	105,286		
差 入 保 証 金	26,359		
そ の 他	3,389		
貸倒引当金	△ 384		
資 産 合 計	2,801,592		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

〔 自 2021年 4月 1日
至 2022年 3月31日 〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		3,142,382
売 上 原 価		2,456,499
売 上 総 利 益		685,883
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		304,480
営 業 利 益		381,403
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	12	
受 取 配 当 金	2,250	
パ レ ッ ト 補 償 金	2,401	
そ の 他	334	4,997
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	635	
棚 卸 資 産 廃 却 損	57	
そ の 他	1,944	2,637
経 常 利 益		383,763
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	998	
退 職 給 付 制 度 改 定 損	106,994	
本 社 移 転 費 用	34,797	142,790
税 引 前 当 期 純 利 益		240,972
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	108,178	
法 人 税 等 調 整 額	△ 30,417	77,761
当 期 純 利 益		163,211

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券(市場価格のない株式等) …… 移動平均法に基づく原価法

(2) 棚卸資産 …… 個別法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 …… 定額法

(2) 無形固定資産 …… 定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

期末債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込み額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日改正)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日改正)を適用しており、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1:顧客との契約を識別する。

ステップ2:契約における履行義務を識別する。

ステップ3:取引価格を算定する。

ステップ4:取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5:履行義務を充足した時点で(又は充足するにつれて)収益を認識する。

当社は、顧客の要望に合わせた荷役用資材を通じ物流サービスの一端を担っており、顧客との契約に当たっては、契約が備えるべき特性の存在及び経済的実質が契約へ反映されている事を認識するとともに、当該契約の下で顧客へ移転することを約定した財又はサービスの識別を行い、個別に会計処理される履行義務を識別しています。

取引価格の算定においては、顧客へ約束した財又はサービスの移転と交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価の金額で測定しております。なお、顧客との契約には重要な金融要素は含まれておりません。

当社では取引価格を各履行義務へ配分する必要がある契約を有しておりませんが、将来、配分の必要性のある契約が締結された場合には、各履行義務を構成する財又はサービスを独立販売価格の比率で配分し収益の認識を行います。

収益の認識は、履行義務が要件を満たす場合に限り、その基礎となる財又はサービスの支配を一時点又は一定期間にわたり認識しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

当社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日改正)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日改正)(以下あわせて「収益認識会計基準等」という。)を当事業年度の期首より適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計基準を遡及修正した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、利益剰余金の当期首残高及び当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。

(収益認識に関する注記)

当社は主としてレンタル事業と物流機器販売事業を行っております。

レンタル事業においては、主に自動車関連企業様向けに荷役用資材の賃貸を行っています。物流機器販売事業においては、荷役用資材・器材の開発、製造及び販売を行っています。

レンタル事業の契約において、一定期間にわたるサービスの提供が定められている場合には、その経過期間を考慮して収益を認識しています。

物流機器販売事業の契約において、製品等の引き渡し等により履行義務が一時点で充足されると定められている場合には、作業の完了及び製品の引き渡した時点で収益を認識しています。

双方の取引において、支払条件は主として1年以内の一般的な条件であり、延払等の支払条件となっている取引で重要なものはありません。

なお、会社計算規則第115条の2第1項に従い、「収益の分解情報」及び「当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報」の記載は省略しています。

(その他の注記)

1. 追加情報

当社は、2021年10月1日付で退職給付制度の改定をいたしました。これは親会社である株式会社日立物流によるグループ会社の退職金制度の標準化方針に従い、職位・職群等級に応じたポイント制度の導入及び給付カーブの見直し等を目的としたものであります。

この変更に伴い、当事業年度第二四半期末において、退職給付引当金が106,994千円増加し、退職給付制度改定損106,994千円を特別損失に計上しております。